

第16期第1回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号利用法部会）会議録

1 開催日時

令和5年10月19日（木） 10時00分から12時20分まで

2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

3 出席者

井上 真由美 委員
櫻井 幸一 委員
小林 登 部会長
山元 規靖 委員

4 議題

- (1) 住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

5 その他

6 審議の内容

【部会長】

今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、第1回個人情報保護審議会第二部会を開催いたします。本日の会議は公開となっておりますが、傍聴者はおられないということです。

それでは審議に入る前に、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【事務局】

まず本日は、事務局として情報政策課が加わっておりますので御紹介させていただきます。

【事務局】

おはようございます。情報政策課デジタル戦略推進室でマイナンバーの担当をしております、岡と申します。よろしく願いいたします。

【事務局】

情報政策課で同じくマイナンバーの担当をしております、佐伯と申します。よろしく願いします。

【事務局】

ありがとうございました。

議題の説明の前に、事務局から個人情報の漏えい事案を御報告します。お手元にお配り

しております、委託業務による個人情報の漏えい等事案についてという資料を御覧ください。

先日、県が会見を行いまして、新聞等でも報道がありました概要について御報告します。

本県が、平成27年度から令和元年度の一部の期間において、自動車税に係るコールセンター業務をNTTマーケティングアクトProCXという会社に委託しておりました。この会社で使用しておりましたコールセンターシステム、こちらの保守点検を担っておりましたNTTビジネスソリューションズの元社員が、個人情報を不正に取得し流出させていたことが判明したものです。

元社員が流出させた個人情報は、総数で900万件に上ると報道されておりますが、そのうち約14万件が福岡県が委託したコールセンター業務に係る個人情報となっております。漏えいした個人情報は、納税者の氏名、電話番号、郵便番号、住所、年齢、生年月日等となっております、この数字はNTT側から福岡県が対象と思われる概数が報告されたものでして、今後NTT側から提供される流出対象の電話番号データと、本県で保存するデータを照合の上、正確な人数が確定する見込みです。県からは、記者発表に併せて個人情報保護委員会への報告を行うとともに、同日付けで対策チームを設置しております。この対策チームの下で、当該事案に対応していくこととしておりますので御報告いたします。

御報告は以上になります。

【部会長】

ありがとうございます。

この前テレビを観ていたらこの情報が流れたものですから、私も少し気になったところですけども、ただいまの説明で何か御質問、御意見はございますか。

よろしいでしょうか。今後さらに情報が詳しくなるとともに、対策チームを立ち上げられたということですので、いずれどこかで、また報告いただけるということになるのでしょうか。それではよろしく願いいたします。

(1) 住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【事務局】

それでは、本日の議題について御説明いたします。

本日は、「住民基本台帳ネットワークに関する事務について」特定個人情報保護評価の第三者点検を行うこととしております。

まず初めに、特定個人情報保護評価の概要について、事務局から御説明いたします。その後、評価書（案）の内容について、諮問実施機関から説明させていただきます。

事務局からは以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

それではこれから、議題の審議に入っていきます。これから詳しく説明いただけると思いますが、簡単に申し上げておきますと、要は、住民基本台帳の中にはマイナンバーがあって、マイナンバーを含む個人情報というのは特定個人情報と呼ばれていて、特定個

人情報を使用する事務について、重要な変更を加えるときには評価書を作成して国民の意見を求めて、それから第三者的な委員会からの意見も求めなさいというふうになっているものと理解しています。

評価書の中には、従事者の数や特定個人情報の量、過去の取扱い状況、それを保護していくための措置等ですね。そういったものが含まれていると。そういった評価書ができていて、これに今回は変更があるから意見を求めると、そういうお話なのでしょうか。

【実施機関】

はい。

【部会長】

それをこれから少し詳しく事務局の方から御説明いただくこうと思います。

それでは、特定個人情報保護評価の概要について、事務局から御説明をお願いします。

【事務局】

「特定個人情報保護評価の概要について」、資料1に基づいて、説明させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、特定個人情報保護評価の概要並びに今回の第三者点検の位置づけ、又は審査の観点等について、簡単に御説明します。

資料1、1ページ目を御覧ください。

まず、「特定個人情報保護評価の概要」についてです。

「特定個人情報保護評価」とは、国や地方公共団体等が特定個人情報ファイルを保有する際に、個人のプライバシー等といった権利利益に与える影響を予測し、又は漏えい等のリスクを分析して、そのリスクを軽減するために、どのような措置を行っているかというところを宣言するといった制度になっております。

具体的には、例えば福岡県におけるマイナンバーを利用するそれぞれの事務において、漏えいのリスクを分析して、そのリスクを軽減するための措置を記載した評価書を公開するというものになっております。

こちらの「評価の目的」が2つありまして、資料中ほどに記載してあります、まず1つ目が、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止するということが、事前リスクを分析して、それを軽減することで個人情報の漏えい等の事故を防ぐということが目的の1つになります。

2つ目が、国民・住民の信頼の確保という点になりまして、入手する特定個人情報の種類や使用目的の安全管理措置等について評価書を作成し、国民・住民の方に分かりやすく説明することで、国民・住民の方に安心感を持っていただくということが、この制度の目的となっております。

「実施が義務付けられる者」については、行政機関の長であったり、独立行政法人等がこれに該当しておりまして、特定個人情報保護評価の実施については、それぞれ番号法や個人情報保護委員会が定める指針において規定されております。

それでは、資料2ページ目を御覧ください。

「個人情報保護評価の対象」について、もう少し具体的に御説明をいたしますと、まず「評価の対象」としては、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ということになります。

「特定個人情報ファイル」とは何かということになりますけれども、こちらは文書や

その電子データの内容に個人番号、マイナンバーを含む個人情報ファイルを指すものになります。現在、福岡県では、この特定個人情報保護評価の対象となっている事務は、今回の住基ネットのほかにも、児童扶養手当ですとか障害者手帳の交付に関する事務等、合わせて26件の事務が該当しております。

また、3ページ目以降で御説明する「しきい値の判断」の考え方として、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響が小さいと思われる事務、具体的には、資料の2ページ目、緑で囲んであるところに記載している事務については権利利益に与える影響が小さいと思われるため、制度上例外的に評価の実施が義務付けられないと位置づけられています。

次に、資料の3ページ目を御覧ください。

ここからは、「しきい値判断」について御説明いたします。まず、特定個人情報保護評価については、評価に要するコストでありますとか作業量に鑑みれば、全ての事務について、この特定個人情報保護評価を実施しようとする、かえって形式化・形骸化するおそれがあると考えられます。そこで実効性のある取組とするために、必要性に応じて張りのある仕組みを取ることとしておりまして、具体的には個人のプライバシーの権利利益に対して与える影響度を基に、それぞれ全ての項目に評価書の項目の記載を要する全項目評価でありますとか、重点的な項目の記載を要する重点項目評価。基本的な評価を行う基礎項目評価で区分を設けています。

具体的には、資料の下の方に書いてありますとおり、左の方から重いものになっていきますけれども、「全項目評価」「重点項目評価」「基礎項目評価」という区分に分かれています。どの区分に該当するかについては、それぞれ3つ判断基準がございまして、まず1つ目が取り扱う個人情報の人数がどれぐらいかということ。2つ目が特定個人情報ファイルを取扱う実施機関の職員の数がどれぐらいかということ、3つ目が個人情報の取扱いに関する重大事項の発生が1年以内に起こっているかということをそれぞれふりいにかけていって、最終的にどの項目に該当するかを判断していくこととなります。

今回の住基ネットについては、この表に示してあります対象人数は何人かというところで30万人以上に該当するので、全項目評価に該当するということとなります。この全項目評価に該当する事務については、評価書を作成するほか、国民の意見聴取を実施するほか、外部の有識者を交えた第三者点検を実施することが求められております。

4ページ目以降で、評価書の作成から個人情報保護委員会に提出するまでの流れと、第三者点検の実施について焦点を当てて御説明いたします。

4ページ目を御覧ください。

全項目評価については、資料に記載の流れに沿って実施されることとなります。まず初めに評価書を作成しまして、住民の意見聴取を実施、その後、意見聴取を踏まえて評価書へその内容を反映させた後、第三者点検を実施して、最終的に個人情報保護委員会へ提出・公表するという流れになります。

現在、住民の意見を評価書へ反映するというステップまで終了しておりまして、本日は下から2つ目の第三者点検の実施となります。

それでは、資料の5ページ目を御覧ください。

次に、「第三者点検における審査の観点」について、御説明します。この審査の観点については、個人情報保護委員会が特定個人情報保護評価指針というものを定めておりまし

て、その内容に沿って御説明いたします。

まず1つ目の観点として、「評価書の適合性」から審査を行うことが求められております。こちら、読み上げますと委員会指針で定める実施手続に適合しているかという観点で確認を求められるものでありまして、先ほど御説明しました、しきい値の判断に誤りはないか、広く国民の意見を求めて、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。また、事務の実態に基づいて、評価書の様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているかといった観点からの審査が求められるものになります。

次に、「評価書の妥当性」について、こちらは委員会指針で定める目的に照らして、その評価書に記載してある内容が妥当なものになっているかという観点で確認されるものになります。こちらも読み上げますと事務の内容や特定個人情報の取扱いプロセスの概要について、具体的に記載しているか。特定個人情報を取り扱うプロセスにおいて、漏えい等を発生させるリスクを事務の実態に基づいて特定しているか。また、リスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的かといった観点からの審査が求められるものになります。

これらを踏まえまして、当審議会の答申となるものです。

最後に、資料6ページ目を御覧ください。

「評価の再実施」について補足をさせていただきます。特定個人情報保護評価書については、一度作成した後、その後更新をしないというものではありません。例えば、評価書を作成した後に、事務業務の見直しが生じることもありますので、そういった変更に伴って評価書についても見直しが必要になります。

どういった場合に評価書の見直しが必要になるかという点について、具体的には3つありまして、まず1つ目が特定個人情報ファイルの取扱いに「重要な変更」を加えようとする場合。もう1つが、先ほどのしきい値判断を再度実施した場合に、そのランクが上がる場合。もう1つが、評価を実施してから5年を経過する前にもう一度実施するとなっております。

今回の住基ネットについては、既に評価書を作成している事務になるものの、戸籍の附票を個人認証の基盤にすることが重要な変更該当するものとして、今回評価の再実施を行うものになります。

以上、特定個人情報保護評価の概要に関する説明です。ありがとうございました。

【部会長】

ありがとうございました。

一旦ここで切りまして、この概要につきまして、何か御質問とか御意見とかございませんか。

【櫻井委員】

はい。

【部会長】

どうぞ、櫻井委員。

【櫻井委員】

今のお話自体は、今回の議題に限定しない、一般的な話なんですよ。

【事務局】

そうです。

【櫻井委員】

ここが第二部会だから住基・番号利用法という。

【部会長】

はい。

【櫻井委員】

最初にあった、この委託業務の漏えいという話ですけども、それは、これに関係するのですか。

【事務局】

今回漏えいした情報の中には、個人番号は含まれていないということなので、例えば、そのしきい値の判断などに影響することはないと思っています。

【櫻井委員】

ここで言う特定個人情報には当たらない。

【事務局】

当たらないです。

【櫻井委員】

理由は。

【事務局】

個人番号が含まれてないからです。

【櫻井委員】

入っていないからということですね。すると、第一部会でもやらないということですか。

【部会長】

第一部会は、基本的に不服審査なので。

【櫻井委員】

そうすると、この話はここの個人情報保護審議会の所管ではないという。

【部会長】

そうですね。直接的なマターではないのだろうと思いますが、やはり全体としては、関心のあるところなので、やはりその辺りは御報告いただいておりますほうが良いのかなと私は思っております。

【櫻井委員】

私は、この住基ネットを立ち上げるとき、委託業務云々でいろいろ議論があったのを記憶しています。住基ネットは基本的に委託するのだけれど、ここまで緩くなかったのではないかと思ったんですけど、どうでしたか。

【事務局】

住基ネットを委託しておりまして、保守点検とかですね。

【部会長】

その辺りも、これからの御説明の中で出てくる話だと。

【櫻井委員】

そうなのです。最初の頃、それが結構議論されると記憶にしていますが鮮明に覚えてなくて、またよろしく申し上げます。

【部会長】

確かあれですね、再評価のときか、あるいはもう1つ前の、私も前のときに聞いたことが。

【櫻井委員】

そうです。

【部会長】

櫻井委員が何かその辺り、再委託はどうなるのだとかというお話の中で。

【櫻井委員】

何かいろいろ議論があったのを覚えているのですよね。

【部会長】

確かありましたですね。そうですね。

【櫻井委員】

こういうのが起こってしまったのでね。

【事務局】

それは職員が確認するので、住基ネットを使うのは保守点検とかですね。一部、このログの確認とかというのは委託していますので。

【櫻井委員】

あと前例とか、これが初めてじゃなかったのですよね、今回。こういう事例は前にもあったのでしょうか。

【事務局】

住基ネットでは。

【櫻井委員】

住基ネットじゃなくて。

【事務局】

ほかのですか。

【櫻井委員】

もう少し緩くてですね、

【部会長】

確か、先ほどあった、この評価の審議会に意見を求められるときの中の、確か3番目の5年を経過する前というのが前回ありまして、そのときに1つ議論になったのが、ちょうどその直前ぐらいに、今回と同じようにパソコンか何かを廃棄するに当たって、その情報が漏れたという案件があつて、それで確か、そのところを、きちっと漏れないようにどうすれば良いのかという議論が確かあったと思うのですね。

【櫻井委員】

前例があったのですね。

【部会長】

ええ。それに絡んで、再委託の話もそんなところで出たような記憶が私もありますね。

【櫻井委員】

分かりました。思い出されたのが、多分関係すると思うので。

【部会長】

たまたま今回も同じように、この評価の直前にこういった事案が出て、私も何か因縁と
いうか。

【櫻井委員】

そのための議論かなと思ってしまいました。分かりました。ただ、住基ネットは、まさに一番大事なのはこういったことで、番号利用ですね。はい。ここを配慮ですね。

【事務局】

特定個人番号を含んでいるところで、はい。

【櫻井委員】

だから県が扱ってらっしゃる、こういう自動車税に関するものは、まだそういう番号まで入ってなくてという。

【事務局】

そうです。個人番号が含まれてないという。

【櫻井委員】

ただ、今後、免許証とマイナンバー一緒にするとかね、出てくるんじゃないですかね。可能性として。今まではよかったけどね。いずれ何か、そういうのもあるじゃない。

【事務局】

そういう事業が始まったら、またそういった評価書を作って、照会する形にはなると思
います。

【櫻井委員】

いつからでしたか。免許証とマイナンバーと一緒にするとおっしゃったのは。

【事務局】

そこまでは。すいません。

【部会長】

まだはっきり決まっていなかったのじゃないですか。

【櫻井委員】

まだ決まってない。そうですか。

【部会長】

ええ。

【櫻井委員】

議論中ですね。

【部会長】

ええ。

【櫻井委員】

分かりました。意識してみますので。

【事務局】

かつ、県がその事務を取り扱う場合について、今回こういう評価を実施することになり
ますので、運転免許証ですと、おそらく公安委員会になるかと。

【櫻井委員】

管轄が違うということですね。ありがとうございました。

【事務局】

はい。

【部会長】

よろしいでしょうか。

ほかの委員の皆様、ここまでよろしいですか。分からないところとかあれば、お尋ねいただければ。

【井上委員】

よろしいでしょうか。

【部会長】

井上委員どうぞ。

【井上委員】

言葉の確認ですけど、3ページにある「重大事故」というのは、何か定義があるのでしょうか。「過去1年以内に、特定個人情報に関する重大事故を発生させたか」とあるのですが、重大事故というのは、何か定義というか、どのようなものを指すのか。ただ、今回この漏えいは重大事故に当たるのかとか。

【部会長】

この辺り、いかがですか。

【事務局】

よろしいですか。

【部会長】

はい。

【事務局】

特定個人情報を含む重大事故になりますので、マイナンバーを含む個人情報が漏えいした事故は、主な重大事故の内容として対象になります。安全管理措置を行うべき、我々実施機関側で個人情報の漏えい、滅失、棄損、これに特定個人情報、マイナンバーが含まれる場合になりますけども、それが故意によるもので、今回で言ったら、不正に流出してしまったような場合は、こういった重大事故に該当します。

【事務局】

おそらくですけど、特定個人情報を含む900万件もの漏えいを、その社員が漏えいさせた、窃取して売りさばいたという話であれば、確実に重大事故になると思います。

【部会長】

それこそ今、事務局がおっしゃったような、故意によるものとか、あるいは数とかですね、そういったところから重大事故かどうかというのを判断していくと、そういうことなのでしょう。

【事務局】

お手元になくて恐縮ですが、指針の第2で定められていまして、先ほど申し上げたような故意による場合であったりとか、対象の数が101人以上のものという記載がありますので、仮に先ほどの自動車税のコールセンター業務にマイナンバーも取り扱っていたような事案であれば、重大事案に当たると思います。

【部会長】

よろしいですか。

【井上委員】

はい。

【部会長】

ありがとうございます。

山元委員、今のでよろしいでしょうか。

【山元委員】

はい。

【部会長】

では、そうしましたら先に進めていくことにします。では続いて御説明、よろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、10月10日付けで福岡県知事から諮問がありましたので、その内容について行財政支援課から御説明いたします。

【実施機関】

おはようございます。福岡県行財政支援課で副課長をしております、久芳と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私どもで住基ネットワークを所管しておりますので、概要を説明させていただきます。評価書の詳細につきましては、担当の渡邊から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日お諮りいたします住民基本台帳ネットワークシステム、そして附票連携システムの概要と諮問の趣旨、また経緯等について説明をさせていただきます。

「住民基本台帳ネットワークシステム」は、それぞれ市町村ごとに運用されている住民基本台帳に関するシステムをネットワーク化した地方公共団体共同のシステムで、平成14年8月から運用が開始されております。本システムの導入によりまして、これまで住民がパスポート等を申請する際に必要だった住民票の写しを省略することが可能となったほか、市町村間で本システムを通じて住民の異動情報をやり取りすることも可能となっております。

本日は、この住民基本台帳ネットワークシステムと、現在新たに地方公共団体情報システム機構が開発中であり「附票連携システム」を接続しまして、住民基本台帳ネットワークシステムと、この附票連携システムの間で行う個人番号のやり取りに係る個人情報の保護について諮問するものです。

附票連携システムについて、当該システムを作る背景といたしまして、マイナンバーカードが関係しております。マイナンバーカードは、現在、国外に転出する方は使えない状況です。国外に転出する際は、カードが失効して使えなくなるというものです。この失効理由として、マイナンバーカードは、住民票を基礎とした制度になっていることが挙げられます。住民票には「氏名、住所、年齢、生年月日」と呼ばれる4情報のほか、住民票コード、そして個人番号等が記載されております。国外転出者は、国外に転出されると住民票が削除されまして、国内のどこにも住民票がない状況になってしまい、それに伴いましてマイナンバーカードも使えなくなってしまうという仕組みになっております。こういったことはデジタル化の観点から課題ということで、国において新たな制度設計がなされ、

法律の改正が行われたものです。

「附票連携システム」というのは戸籍の附票のことでして、住民基本台帳に加えまして、戸籍の附票もマイナンバーカードの基盤として、マイナンバーカードを国外の転出者も使えるようにしていこうという制度です。

「戸籍の附票」といいますのは、本籍地の市町村で戸籍と一緒に保存している記録です。これには住所や氏名が記載、記録されており、これに新たに生年月日や性別、また住民票コード等を付け加えて記録し、それをシステム化して住民基本台帳ネットワークシステムと紐づける。そうすることによって、国外転出者のマイナンバーカードの基盤にするというものです。戸籍の附票は、住民票と違いまして、国外へ転出してもずっと残り続けますので、国外転出者もマイナンバーカードを使える状況にするというもので、戸籍の附票連携システムというものは、この戸籍の附票をシステム化しネットワークしたものです。

システムの運用開始の時期としては、これはいわゆるデジタル手続法と呼ばれている、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の附則により、公布日である令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日から運用が開始とされております。そのため、来年の5月までにはシステムが稼働することになっております。

本システムの導入により、国外転出者を含め、マイナンバーカードによる本人確認、個人番号の真正性の確認が可能となりまして、行政事務の効率化等に資することが期待されております。これらのシステムの運用・開発等につきましては、住民基本台帳法に基づき、地方公共団体情報システム機構が行っております。

改めて、本日の諮問の趣旨としては、開発が進められております附票連携システムでは、住民基本台帳ネットワークシステムで保有しております個人番号を紐づけて利用・提供する場合があることから、特定個人情報ファイルが新たに加わることになります。

当県が管理するサーバにつきましては、福岡県内の住民、約500万人の情報を保有していることから、特定個人情報保護評価指針に基づきまして、全項目評価を実施しているところですが、この度、附票連携システムの開発に伴いまして、重要な変更が生じます。そのため、評価の再実施が必要となったものです。

この全項目評価の手続として、令和5年8月17日から9月19日にかけて、住民等への意見聴取を実施しました。これは新聞広告、福岡県からのお知らせをホームページで行いまして、意見はありませんでした。そして本日、当審議会において第三者点検をお願いするものです。

この評価書の作成に当たりましては、地方公共団体情報システム機構におきまして、個人情報保護委員会事務局と調整済みであるひな形に、本県における運用状況を追記し、一部運用の見直しを行っておるところです。

それでは評価書の詳細につきまして、担当から説明いたします。主に変更点の御説明になりますが、全項目評価ということで1時間ほどかかりますけれども、御了承ください。どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。先ほど特定個人情報保護評価の概要について御説明していただ

いた後、それでも既に本日の審議案件、住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価の第三者点検というのが本日の議題で、それを今、最初の部分のところを行財政支援課の方から御説明いただいたというところです。

それで、これからこの評価書について、詳しく御説明いただくということになると思います。今お話しいただいたとおり、量も多くて時間もかかるので、少しずつ切りながら、委員の皆様方の御質問、御意見を受けながらやっていきたいなと思っております。

ではすみません。よろしく願いいたします。

【山元委員】

すみません。

【部会長】

はい。どうぞ。

【山元委員】

今の段階でお聞きしたいのですが、この審議とは少しずれるかもしれないですけども、

【委員の個人情報】何が利点なのかですか、福岡県として。

それともう1つは、戸籍って結構いいかげんなのですよ。もう自分の戸籍がどこにあるかさえ知らない人もいるというか、どこの住所に戸籍が設定されていても分からない。他人の戸籍が設定されてもよく分からないと。過去住んでいたところに戸籍があるとか、そのままにしているとか、そういうことで福岡に住んでいるからといって必ずしも福岡に戸籍があるというわけではないですね。かなりいいかげんな情報なのです。そのいいかげんな情報を、デジタルの仕組みを紐づけるというのは非常に違和感があるのですけれども、だからそこら辺が是正されて、そこでデジタルで紐づけるというならまだ分かるのですけれども、そういう話は聞いてないので、そこら辺は、この話ではないと思うのですけれども、何か御存じであれば教えてほしいのですけれども。

【部会長】

今のお話の御質問、2点あったと思います。1つは、【委員の個人情報】なぜわざわざ今ここでこの附票と結び付ける必要があるのかということ、それと、そもそもその戸籍というのが結構いいかげんなものなので、それと結び付けること自体がいかがなものでしょうかと、こういうことだろうと思うのですけど。

【櫻井委員】

私も追加で。

【部会長】

どうぞ、櫻井委員。

【櫻井委員】

附票と言っているのは、戸籍の附票。

【実施機関】

はい。戸籍の附票です。

【櫻井委員】

なぜ書いてないのかなと思ったのですけど。つまり、戸籍しか附票はない、附票は戸籍にしかないの、もう戸籍は省いている。戸籍の附票と言わなくて、単に附票と呼ぶのですね。

【実施機関】

そうですね。附票連携システムと言っています。

【櫻井委員】

戸籍の附票連携システムですよ。

【部会長】

そうです。

【実施機関】

そうですね。やはり内容としては。

【櫻井委員】

附票という言葉は、戸籍にしかないのですよね。

【部会長】

それはどうか分かりませんが。

【櫻井委員】

もし、それであれば戸籍の附票と言わないと、誤解を生じるのかなと。でも実際、戸籍以外に附票はあるのですか。

【部会長】

どこかで何か定義づけされているかもしれないですね。もしかしたら戸籍の附票というので、附票連携システム、私もすいません。ここは正確じゃないですけど、附票連携システムと名前を付けるときに、既に戸籍の附票というのがどこかにあって、そういう定義づけがされているのかもしれないですね。

【櫻井委員】

分かりました。もう1つ山元委員がおっしゃっていたように、日本の方が海外に行って戻ってくるのと、外国人が一時的に来る場合は、どういうふうになるのですか。国籍というのは、あれはあるのですか。外国人の方はない。

【部会長】

ないです。外国人登録でやっております。

【櫻井委員】

住民票はあるのですよね。

【部会長】

住民票はあります。

【櫻井委員】

分かりました。

【部会長】

山元委員の2番目の御質問のところの戸籍とは、いいかげんなもので、それとなぜ結び付けるのかというところ。すいません。これも私の知っている限りでは、戸籍って確かに戸籍の所在地がどこなのかというのは、別に住んでいる場所とは連携してないのですよね。現に私も福岡に住んでいますけど、本籍地は全然違うところにあるのですよね。元住んでいたところにある。ただ、その戸籍には、その本籍というものにプラスして附票というのがあって、この附票のところに住民票とかと連携して、そこにどこに住んでいるのかというのが記載されるようになっていて、その附票は、かなり住民票と連携しているもの

ですから、一応そこが反映されているということになっているんじゃないかなと思います。

【山元委員】

転出された場合には、その附票の現在の居住地というのはなくなるわけですね。だから今言われた附票という意味でも。

【部会長】

附票というのがあって、附票の中にこう変遷がずっと書かれていくような形になりますよね。

【山元委員】

だから住民票が一時的になくなったということは、居住地域はないという形になるのですよね。

【部会長】

多分そのところが。

【実施機関】

そうです。附票には国外転出とかですね、アメリカとかそのぐらいのことが書かれて。

【山元委員】

【委員の個人情報】 そういう形のものが作っているかという。

【実施機関】

そうです。はい。そういう形のものを作って。

【山元委員】

了解しました。

【実施機関】

最後、どこから転出したかとかですね。そういうのも。

【山元委員】

そういう形で。

【実施機関】

はい。最終住所地を足掛かりにしたりとか、本籍地を足掛かりにしてやっていくというふうな。

【部会長】

1点目の山元委員の質問のところはいかがなのでしょう。

【実施機関】

マイナーポータルが引き続き利用できたり、年金の現況届の手続というのもオンラインでできるようなことになってくるということを目指しております。

【山元委員】

そういう事態がないと、全然関係ないということですね。分かりました。

【実施機関】

そういうサービスが引き続き使えるというものです。

【山元委員】

もし、そういう海外に転出するときには、そういう事態があったときのいろんな事務処理ができるということですね。

【実施機関】

はい。引き続き記録も見られますしということですよ。

【山元委員】

はい。分かりました。

【部会長】

はい。どうぞ、櫻井委員。

【櫻井委員】

外国人の方はマイナンバーカードは所持しないということですか。それとも、あるのですかね。外国人の方。

【事務局】

外国人の方もマイナンバーカードを取得することはできます。

【櫻井委員】

できるのですね。

【部会長】

なるほど。それは私も知らなかったです。

【実施機関】

住民基本台帳をつくって、そこに個人番号とか。

【櫻井委員】

税金を払われたりしますもんね。

【部会長】

なるほど。

【櫻井委員】

ありがとうございます。

【部会長】

よろしいでしょうか。

では進めていただきましょうか。また、途中ところどころで疑問点があれば言っていたければ、そこでまたお尋ねするということにしたいと思います。

どうぞ。

【実施機関】

では、「住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書の内容」について、御説明いたします。

お手元の資料2を御覧ください。時間に限りがございますので、全項目評価書の概要資料等について、前回の評価書からの主な変更点及び重要な点に絞って詳しく御説明いたします。

説明の流れといたしましては、初めに110ページから111ページ、概要という付箋を付けていますけれども、こちらで新たに開発されております「附票連携システムの概要」、次に、112ページから113ページで「附票連携システムを用いて行う附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の事務内容」。次に1ページに戻りまして、「前回全項目評価書からの変更点」。最後に114ページ、こちら「リスク対策骨子」という付箋を付けておりますので、こちらのリスク対策の順に御説明いたします。

では、まず初めに、「附票連携システムの概要」について御説明いたします。

見出しの 110 ページを御覧ください。

「附票連携システム」とは、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を本人確認の基盤として活用するためのシステムです。デジタル手続法が公布された令和元年 5 月 31 日から起算して 5 年を超えない範囲内の政令で定める日から運用が開始される予定となっております。

次に、下の図を御覧ください。

左側に市町村、中央に都道府県、右側に機構という作りになっております。「機構」とは下段の用語の説明にありますとおり、地方公共団体情報システム機構のことを指し、住民基本台帳法に基づき、住基ネット・附票連携システムの開発や運用管理を行う機関で、附票全国サーバを管理しております。以降は「機構」と御説明いたします。

図の左枠内の「戸籍附票システム」とは、各市町村で運用されている戸籍の附票に関するシステムのことであり、市町村内に CS、コミュニケーションサーバと呼ばれるサーバを置くことで、市町村の戸籍附票システムの情報を附票連携システムに接続することが可能となっております。以降、コミュニケーションサーバは「CS」と御説明いたします。

「CS」の右側に、取り扱う情報を記載しておりますが、これを「附票本人確認情報」といい、氏名、性別、生年月日及び住所の 4 情報に加え、住民票コード、これらの変更情報を指します。特定個人情報を保護評価書に記載しているところは、福岡県で管理をしている部分ですので、図中央の都道府県のところに記載している、集約センター及び附票都道府県サーバのところが対象となります。図では、市町村において住民の異動が発生いたしますと、図の左枠内の戸籍附票システムから CS へ異動情報が通知され CS の情報が更新されます。同様の異動情報が CS から図中央の附票都道府県サーバへ、附票都道府県サーバから附票全国サーバへ通知されることで、附票都道府県サーバと附票全国サーバの情報が更新されます。また、附票連携システムでは、附票本人確認情報の利用・提供ができます。この際、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、当該個人の住民票コードを用いて、住民基本台帳ネットワークシステムで保存しております都道府県知事保存本人確認情報から個人番号を抽出し、取り扱う場合があります。提供又は移転後、個人番号は附票連携システム内で保有されることはありません。附票連携システムを導入することにより、国内転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待されます。

なお、従来からあります住民基本台帳ネットワークシステムの概要につきまして、次の 111 ページに記載しております。附票連携システムは住基ネットを利用して構築されているため、基本的な構成は同様です。なお、住基ネットで取扱う情報は、本人確認情報といい、氏名、性別、生年月日、住所の 4 情報に加え、住民票コード、個人番号、これらの変更情報です。

以上が、事務の概要となります。

次に、112 ページをお開きください。

附票連携システムを用いて行う附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の事務内容について御説明いたします。

113 ページにあります図の中の矢印の色、番号と各事務がリンクしておりますので、113 ページの図も併せて御覧ください。

まず112ページ青枠の枠囲みの1. 附票本人確認情報の更新に関する事務です。これは先ほども概要で御説明いたしましたように、住民の異動に関する情報を更新していく事務です。

次に、オレンジ色の枠囲みの2. 福岡県の他の執行機関への情報提供又は他の部署への移転。これは主に県の他の部署や人事委員会や監査委員事務局等の他の執行機関が事務に必要な附票本人確認情報を検索し、入手する手続です。

113ページの図の右側中段のオレンジ色の矢印を御覧ください。2 - ①福岡県の他の執行機関又は他の部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行い、2 - ②福岡県知事において提示されたキーワードを基に、福岡県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転します。その際、番号法で認められた場合に限り、福岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて、当該個人の住民票コードを用いて住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合があります。

次に、紫色の枠囲み、3. 附票本人確認情報の開示に関する事務。113ページの図の左側下段にございます、住民から出ている紫色の矢印です。3 - ①住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付け、3 - ②開示請求者住民に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示します。

次に、黄緑色の枠囲みの4. 機構への情報照会に係る事務。これは福岡県外の住民についての附票本人確認情報が必要となる場合に、附票全国サーバに対し検索を行うものです。113ページの図の中央の都道府県サーバ右上の黄緑色の矢印です。4 - ①機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行い、機構より当該個人の附票本人確認情報を受領します。

次に、黄色の枠囲みの5. 附票本人確認情報検索に関する事務。113ページの図の中央下段の福岡県行財政支援課からの黄色の矢印です。5 - ①4情報の組合せを検索キーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索します。

次に、赤の枠囲みの6. 附票本人確認情報整合。これは市町村CSと附票都道府県サーバで保存している附票本人確認情報が異なるということがないようにシステムにより整合を図るものです。113ページの図の左側上段の、市町村CSからの赤色の矢印です。6 - ①市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送信し、6 - ②附票都道府県サーバにおいて市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行います。その後、附票都道府県サーバより市町村CSに対して、整合性確認結果を通知します。

以上が事務の内容でございます。

ここまでで質問を。

【部会長】

そうですね。はい。今、問題になる附票連携システムの概要を図面で説明していただいて、それからそれを使った事務が6つあるということ、この色分けして御説明いただきましたけど、このところまで何か御質問とかございますか。

【山元委員】

1 個よろしいですか。

【部会長】

どうぞ、山元委員。

【山元委員】

システムのところをお伺いしたのですが、この附票連携システムというのは開発中とのことで、県がやっているわけではないですよね。

【実施機関】

ではないです。

【山元委員】

このシステムを開発しているところが、その県にある集約センターというところも作っているということですか。

【実施機関】

そうです。

【山元委員】

この集約センターにあるはずのサーバというのは附票システムという附票連携システムというもののための独立したシステムなのですか。それとも何かのサーバに附随しているとか。

【実施機関】

附票連携システムのためのサーバですけれども、福岡県だけではなくて、47都道府県の戸籍の附票の情報が全て一括して管理している連携システム用の…。

【山元委員】

県にあるわけではなくて、どこかにセンターというところがあって、そこに福岡県の分もそこに入っているということですね。

【実施機関】

はい。

【山元委員】

では、そのシステム自体は、そういう部門が設計管理運用をされているという話。

【実施機関】

先ほど御説明した機構、地方公共団体情報システム機構が管理しております。

【山元委員】

では、福岡県はそこを利用させていただくという感覚でよろしいのですか。サーバに関しては。

【実施機関】

都道府県サーバについては後でも御説明しますが、管理運用を委託しています。全都道府県が機構に委託しているという形です。

【山元委員】

なるほど。そうするとその点に関しては、機構のほうが、ある意味責任を持ってやっているという感じなのですかね。そこに福岡県は委託しているという位置づけですね。分かりました。はい。

【部会長】

よろしいですか。

【山元委員】

ありがとうございます。
では櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】

戸籍の附票そのものは電子化されないのですよね。

【実施機関】

電子化されます。

【櫻井委員】

されるのですか。

【実施機関】

はい。電子化されてシステム化して、それをネットワークで。

【櫻井委員】

今現状、戸籍の附票というのは。

【実施機関】

電子化というか、紙でもありますけれども、紙というか原本というか。

【櫻井委員】

あれは全部、今電子化されているのですか。これからするのですか。私、最近行ったことがあるので、自分のために。昔のやつは本籍地の自治体に行かなくてはならないですよ。自分の。だからそれが全部電子化されて、こういうふうにはっと動くのだったら、それはすごいシステムだなと思ったのですが、そこまでするのかなと思って。なぜか出てくる言葉は附票のデータじゃなくて附票本人確認という言葉だけなので、ここに出てくるのは。ただ認証というか、本人確認だけをやっている、データそのものは紙のままじゃないかなと思っていたのですよ。自分の母親とか代々のありますよね。あれを全部電子化するのですか。それで、もうわざわざ自分の生まれたところに行かなくても取れるようにするシステムなのかなと。

【実施機関】

私も詳しくはないですけれども、もともと市町村には、戸籍の附票を管理するシステムを独自でそれぞれお持ちだったみたいなのですよ。今回その連携システムが構築されることに伴って、その使用を統一化しようという動きがもともと標準化されようとしている動きがありまして、そのシステムを使って、こちらの附票連携システムのほうに接続されるような形になっていると。

【櫻井委員】

多分とおっしゃったので、そこ正確にもう1回、今日じゃなくても良いですから確認していただいたほうがですね。私はそこはできないのじゃないかなとみているのですが。最近、自分の戸籍附票をお取りになったことありますか。私、あるから分かるのですよ。自治体が統合したりもしていますし、結構私もいろいろ大変だったのですが、しっかり確保されているのは日本の良いところですけど、ただ電子化はできないんじゃないかなと思ってですね。

【部会長】

戸籍自体は電子化されていますよね。

【櫻井委員】

はい。でも、その附票ですよ。

【部会長】

問題は附票ですよ。

【櫻井委員】

おっしゃるとおり。だから非常に曖昧なので、そちら様もね、可能だとおっしゃっている、そこを誤解のないようにしたほうが良いのじゃないかなと思って。

【事務局】

分かりました。

【部会長】

そうですね。そこは調べていただきます。ただ何となく、ここ附票をその電子化しとかないと、電子データ化しとかないと、この連携システムって成り立たない気がするのです。

【櫻井委員】

理想はですね。ただ、膨大な量なので。

【部会長】

おそらく、でも、そうですね。これは推測の話になりますけど、土地の登記とかもですね、昔は全部ペーパーで全部書いてあったのを、あれも全部データ化しましたから、同じような形で戸籍だけじゃなくて、附票もデータ化しようということじゃないかなと思うのですが、そこはやはり調べといていただけますでしょうか。

【櫻井委員】

これはトップダウンで動いているのだけど、先ほど言ったように各自治体で部分的に電子化しているところなので、その整合はちゃんと取れるのかなというのは気にはなりました。ただ、できれば理想的なシステムで、もう全部自分のいるところできるとするのはね、自宅からでもね、うん。そこだけ確認、多分じゃなくてですね、しっかり確認しておいたほうが良いなと思ひまして。

【事務局】

かしこまりました。

【部会長】

はい。では、事務局でよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【実施機関】

この連携システムは、マイナンバーカードのための連携ですので、ほかのことには使わないこととなります。どこでも戸籍が取れるとか、そういうことではないと。そういうもののために作るというわけではなくて、マイナンバーカードを海外転出者も継続して使えるようにということで、それだけのシステムになります。これは。

【櫻井委員】

山元委員の御質問に関係してですね、何のための話にまた戻るのです。理想はだから、結局マイナンバーカードを電子的に認証すれば何でも手に入るのじゃないかなというふうに作るのかなと思っていたんですよ。

【部会長】

私も何かよくこのシステムが分かってないのかもしれませんが、今まで、そのマイナンバーカードとかというのは、住民票があって、それに紐づけて発行できるような形になっていたのでしょうかね。それを、ところが住民票に紐づける形になっていると、海外転出してしまったら、住民票がなくなってしまうので、そのためにマイナンバーカード発行とかができなくなってしまうと。そうならないようにするために、戸籍の附票というのは常に残っているの、その附票のほうのデータと紐づけておけば、海外に行ってもまた戻ってきたらそこからマイナンバーカードが発行できるようになると、そういう発想なのですね。

【実施機関】

はい。そうですね。海外にいても、本籍地の市町村に申し込むなどして発行できるということになります。

【櫻井委員】

現状は、本人が出向くのか、それとも郵送か何かで、いろいろ身分証明書を付けたりして取れるというのですかね、郵送で送ってもらってね。

【部会長】

私もあんまりやったことがないので、よく分らないですけど。

【櫻井委員】

私はよくやるから分かっているんですけど、だから、それが電子化されるのかなというふうに。つまり、この住民の方は何をやるかが、もう少し現状と電子化されたときの比較があればね。すっきりしますよ。

【部会長】

そこらが多分、山元委員が最初おっしゃった、どういうメリットがあるのでしょうかというところなのかもしれないですけどね。

【山元委員】

電子化ということの意味が、要するに検索できるようなものであるか、それとも、ただ、PDFで今取られているのが全部電子化と呼ばれていることが多くて、【委員の個人情報】市町村をずっと巡らしないと、いろんな出生情報から全部の戸籍が出てこないのですよね。でもPDFにはなっているのですよね。ただそこに行かないと取得することができない。それをもって電子化と言っているのか、それとも完全に同じ項目で作られて電子化というのか、そこら辺が。国で作るのはいいかげんなのですよね。

【事務局】

事務局から補足いたしますと、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付というシステムがございまして、住民票だけでなく、戸籍の謄本ですとか戸籍の附票まで取れるシステムになっていまして、今調べましたところ、福岡市では戸籍の附票まできちっと取れるということで書いてありました。そういったところも電子化され、かつ住民に対して謄本を発行できるところまではきているということで良いのではないかと考えております。

【櫻井委員】

福岡市にずっと住んでいる人はそれで済むかもしれないけど、他自治体に引っ越しされた方とかですね、そこらのまさに連携をやるということで、多分できれば他府県の情報も、福岡市、県で福岡市外の状況も、もし、ついでに見て分かれば助かりますね。

【事務局】

はい。機構もですね、団体ごとに、こういった書類が発行できるのか、コンビニ交付ですね。というのは把握しているというところでした、団体ごとに手続をしているという状況です。

【部会長】

すいません。私も疑問が湧いてきたのですが、今までは住民票とマイナンバーカードを紐づけていたわけですね。それで海外に行ってしまうと住民票がなくなってしまうからマイナンバーカードが発行されない。でも戻ってくれば住民票登録するわけなので、そこからまた発行されるという形になるわけですね。それが今度、附票連携システムを取ると、どう違ってくるのですか。

【山元委員】

だから再発行されないのですよ。再発行しなくて良いという話です。

【部会長】

もう海外に行っている間でも。

【山元委員】

同じ前のマイナンバーカードがそのまま使えるということですね。だから基盤となっているものが住民票からその附票のほうに変わってという。

【部会長】

なるほど。だから附票というのはずっと残っているの、そこ紐づけられているので、どこに行っても発行された状態になっていて、それで従来どおり、海外に行っても使えと。

【山元委員】

ええ。だからこの説明されたシステムで附票がどうかというのはどうでもいいのですよね。だからそれ自体が変わらないということを前提でお話しされています。

【部会長】

そういう理解で良いですかね。

【実施機関】

はい。

【部会長】

ほか、いかがでしょう。よろしいですか。

では、先に進めることにいたしましょうか。また疑問が湧いてくれば、また途中で切りますので。では続きの評価書の説明をお願いいたします。

【実施機関】

では、全項目評価書の御説明に入ります。資料の2ページ目を御覧ください。

こちらは、「全項目評価書の項目一覧」です。全項目評価書はI. 基本情報から、VI. 評価実施手続までの6つの項目で構成されております。

この評価書は住基ネット・附票連携システムの開発運用を行っている地方公共団体情報システム情報機構で個人情報保護委員会事務局と調整済みの内容に本県における運用状況を追加し、本県の特定期間個人情報保護評価書を作成しているものになっております。

主な変更点について御説明いたします。評価書のマーカーを引いている箇所、もしくは

マーカーで枠囲みしている箇所が変更箇所です。

では、まず1ページ戻って表紙1ページ目を御覧ください。

評価書名は、附票連携システムの附票本人確認情報の管理及び提供等が追加になりますので、評価書名を「住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書」と今回変更しております。

では内容に入ります。

3ページをお開きください。「I 基本情報の変更箇所」を御説明します。

こちらでは、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務について使用するシステム、3. 特定個人情報ファイル名、4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由、5. 個人番号の利用の順に説明します。

まず「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」についてです。

ページ上の①事務の名称を評価書名と同様に変更しております。すぐ下の②事務の内容につきまして、ページ中ほどに「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する義務」を追記しております。マーカーで枠囲みしている部分になります。福岡県は、先ほど御説明しました附票連携システムにおいて、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務があるため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施します。なお都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号は含まれません。以下の事務とは、先ほどの概要説明と重複しますので省略いたしますが、①から⑤に記載のとおりです。

では、4ページをお開きください。

「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」についてです。システム1には、現在稼働中の住民基本台帳ネットワークシステムについて記載しておりますが、ページ下部③他のシステムとの接続に、附票連携システムを追記しております。

続きまして5ページをお開きください。

システム2には、附票連携システムについて、新たに追記しております。

次のページで説明いたします、3. 特定個人情報ファイル名に示す都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は附票連携システムのうちの附票都道府県サーバ部分について記載しております。②システムの機能には、1. 附票本人確認情報の更新、2. 福岡県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転、3. 附票本人確認情報の開示、4. 機構への情報照会、5. 附票本人確認情報検索、6. 附票本人確認情報整合がございます。③、ページ一番下ですけれども、他のシステムとの接続ですが、住民基本台帳ネットワークシステムと接続があります。

では、6ページをお開きください。

ページ上部、「3. 特定個人情報ファイル名」に、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを追加しております。

下の「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」。①の事務実施上の必要性の中ほどに、(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを追加しております。当該ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず全地方公共団体に附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理する必要があるため取り扱います。

用途としては、先ほどの概要説明と重複しますので省略いたしますが、①から⑥に記載のとおりです。

続きまして、②実現が期待されるメリットには、最後の2行、「また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。」を追加しております。

ページ一番下、5「個人番号の利用」。法令上の根拠は、一番下の「第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに係る。）の利用）」を追記いたしました。これは、4の特定個人情報ファイルを取り扱う理由の事務実施上の必要性の6つの要素のうち、③福岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、福岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合があることの根拠条文になります。

では9ページをお開きください。

9ページに、附票本人確認情報の管理及び提供に関する事務の詳細を追記しております。こちら、先ほど事務内容説明で使用しました資料の112ページから113ページの図等の説明は、こちらのページを抜き出したものになります。

【部会長】

委員の皆様方、基本情報のところまで何か御質問とか御意見はございますか。

よろしいですか。ここは大体先ほどのお話と重複したようなところだと思います。では、また何かあれば後からでも構いませんので、とりあえず進めていくことにしまして、次のⅡの特定個人情報ファイルの概要のところをお願いいたします。

【実施機関】

それでは、評価書の10ページになります。こちら、「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」について、御説明いたします。

こちらは最初に、従来からあります「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」について、次に、今回追加となります都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルについて記載するという構成になっております。

まずは、「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」について、変更箇所を御説明します。こちらは既に稼働している住基ネットに関する変更箇所です。

12ページをお開きください。

12ページの下の方、委託事項2、福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守業務につきまして、②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲のその妥当性の書きぶりを変更しております。どの機器の運用支援を行っているか、分かりやすく説明するための説明方法の変更であり、委託内容やなお書き自体に変更はありません。

次の13ページをお開きください。

13ページ上の再委託について、本評価書より再委託するよう運用を見直したいと考えております。現在、当評価書において、個人番号を含む特定個人情報ファイルを取り扱う

事務の再委託はしない宣言をしております。そのため、個人番号を使わない部分の事務について再委託を行っているところです。今後は再委託先には直接本人確認情報に関わらない、直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない業務に限っては、特定個人情報を扱わせることにしたいと考えております。

具体的には次のような事務を予定しています。ログの確認では、再委託先が不適切な検索が行われていないか確認しております。【再委託先が行うログの確認に関する詳細説明】業者では、どの個人番号で検索が行われたかというところまでは確認ができていない状態です。今後は、この確認も行わせたいので、個人番号を削除することなく、それも併せて再委託作業を実施したいと考えています。再委託の許諾方法は、書面による承諾です。後にリスク対策の際にも御説明しますが、再委託先では再委託に係る項目につき、委託先と同様の安全管理措置を義務付け、委託先は再委託先の安全管理措置に対する管理監督を義務付けます。また、再委託先には本人確認情報を検索できる権限を与えません。

【実施機関】

すみません。今申し上げました再委託の関係は、附票連携システムの導入に伴うものではございません。業務の改善ということで、この度、再委託をしたいということで上げさせていただいております。

【実施機関】

続きまして、14ページをお開きください。

14ページの下の方、「6. 特定個人情報の保管・消去」の①保管場所の上から3項目を御覧ください。サーバへのアクセスにつきまして、ID/パスワードによる認証から、ID/生体認証又はパスワードによる認証に変更になっております。

ここまでで御質問はございますでしょうか。

【部会長】

ではここで切りましょうか。これはまだ住基ネットの修正部分だと思いますけども、いかがでしょうか。御質問というか。

では櫻井委員。

【櫻井委員】

先ほど、再委託の話でしたけど、今日ここで結論を出すということなのですか。

【部会長】

別に今日というわけじゃなくて、まだこの評価は別に今日で終わりということではないので。

【櫻井委員】

ただ、スケジュールとしては年度内ですか。ある程度答申までの日程が分かると助かるのですけども。

【実施機関】

本評価書自体は、審議会から12月までに答申をいただきまして、個人情報保護委員会から、公表する必要があります。

【櫻井委員】

気にしているのは、まさに最初の漏洩事案の報告と絡んでいて、タイミングが悪かったというか、よかったというか、こういう事故が起こったことから、今の対応では不足だ

というのは明らかなので、委託はあり得ないのではないですか。

【実施機関】

現在も保守点検等は委託しています。

【櫻井委員】

現状委託先と何かしらの契約されているのですよね、

【実施機関】

はい。

【櫻井委員】

それでもこうやって起こってしまったということを防がなくちゃいけないわけですよね。

【実施機関】

はい。

【櫻井委員】

だから、これは国の問題なのかどうかまでは分からないけど、これを解決しないと進められないんじゃないかな、今みたいには。したいとおっしゃっているのは分かりますけども、だから意外とこれタイミングがよかったのか悪かったのかというのは、そういうことです。私の意見はそういうことでした。これが、いつ解決するかな。検討して、どうされるのかを決めないとこれ、委託進まないですよ。

【部会長】

という御意見だということですね。

【櫻井委員】

という意見です。私の意見です。あくまでも。

【実施機関】

そちらの解決策等を参考に、こちらにも活かして。

【櫻井委員】

おっしゃるとおりですね。現状、ログの消し忘れとかの問題じゃないですものね、これね。

【部会長】

今日別に結論を出すということではないですけど、この点について、ほかの委員の皆様方、御意見とかいかがでしょうか。

【山元委員】

義務付けるということがどれぐらいの拘束力というか、それに義務付けられてなかったというのが発覚した場合にどうするのかとか、そういった法的な手続、又はその場合の損害に関してどうするのかとか、そこら辺。だから仕組みとしても絶対にそういう不正が起こらないような仕組みというのは不可能な感じがするので、むしろ、もうそういうことが起こったときにどうしたら良いのかというところで対応するのかなという感じはするんですけども。そういう危険さでいったらリスクはあるという前提でお話ししたほうが良いのかなという感じはしますけどね。だからそれが、今までのような義務付けるという言葉では櫻井委員が言われたとおり、もう許されないという形になりつつあるのかなというのがありますね。だから、ここの話でなくても、国などがどうされるのかはよく見て判断されたら良いのかなという感じがします。

【部会長】

ありがとうございます。

【櫻井委員】

参考になる事件は自治体じゃなくてベネッセの事件が典型的でしたよね。何年前でしたかね。

【部会長】

かなり前ですけどね。

【櫻井委員】

結局あれも、ベネッセがそれなりに払ったとかいろいろやっていたけどああいう賠償的な話もね、ここでも出てくるんじゃないかなと思って。

【事務局】

当然出てくると思いますね。

【櫻井委員】

ええ。

【部会長】

井上委員、何かこの辺り御意見ありますか。

【井上委員】

いや、もう皆さんと同じで、リスクは必ずあると思うので、そこをどう、漏えいしたとき、何かあったときにどうするのかというのが読めないなど。そこをきちんとしないといけないのではないかと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

私もやはり、この手の話ってどんなに義務付けたところで、物理的に必ず防げるということは多分ないと思うのですよね。今回起こったことというのも、必ず起こり得る話なので、だから、その起こり得るリスクがあるから全面的に駄目よとするのか、でもそうするとやはり保守点検をしていくに当たって、どうしてもそういう情報も与えないといけないって、その問題もあって、どっちをどこまで取るかという話かなと思ってはおるんですけど。ただいづれにしてもこういった問題が起こった以上、実際にそういうことが起こったときに、どういうふうに対応するのかというのは、もう1回きちんと検討しないといけないのかなと思います。

【井上委員】

参考までに、その再委託しないから、するに変わる理由というのは、どういうことなのでしょう。業者があまりいないという理解で良いのでしょうか。

【実施機関】

今も再委託はしておりまして、今再委託しているのは保守とか点検で、直接個人番号を見られないような再委託の方法をしています。ログの点検は、県職員がどういうアクセスをしているのか、不正な調べ方してないかななどを点検しています。業者が氏名や住所等を確認し、何かいい加減な照会をしてないかななどを点検しているのですが、個人番号を使わせていないので、個人番号だけは消して業者に渡しているのです。だから個人番号で1234、1235、1236とかという検索した人について、現状業者は、その確認

はできない状態になっています。もしかしたら個人番号で不正な検索をしていた場合、今は十分にログの確認ができないような状況ですので、業者に個人番号での検索のログの確認もしてほしいと。併せて緊急事態が起こったときに、個人番号を取り扱う可能性もあるのではなかろうかと思ひまして、そこら辺も併せて業者に再委託をしたいと考えております。

【部会長】

櫻井委員。

【櫻井委員】

現状は個人番号を渡してない委託ですが、今後は渡しても良い、逆に変えたいというのが趣旨ですか。

【実施機関】

実態的には渡すというより、端末にあるコンピュータの画面を見てもらって、何か持ち出したり渡したりというのはやってないところです。直接見てもらっていると、パソコンの画面からという。ここにあるのは、持ち出しというのは一切やってない状況です。

私も、今回起こった事件のことを詳しく聞いてないですけども、その辺の前提条件とかも違ってくるのかなと思ひますけれども、そのところはまた御指摘ありましたので調べないといけないと思ひています。

【櫻井委員】

今日結論出さなくても、何かスケジュールがあるのじゃないですか。運用を始めるスケジュール。これ来年からおっしゃっていましたね。

【実施機関】

はい。来年からですので。

【櫻井委員】

だから、そこまでは決めたいのですよね。

【実施機関】

はい。

【櫻井委員】

ねえ。

【事務局】

そうですね。

【実施機関】

11月、また来月なり再来月なりも、はい。

【部会長】

今、井上委員も言われましたけど、これがなぜ番号まで再委託先にそれを知らせて、こういうログとかの検索させる、確認させる、その必要性がなぜあるのかというところを、もう一度きちっとそのところを整理していただいて、その必要性と、それから、それが漏れたときのリスクに対してどう対応するのかというところ。そこをもう一度整理して、次回ここに提示していただいて、その上で議論したほうが何か良いのかなというふうに思ひますけれども。いかがでしょう。

【櫻井委員】

そうですね。過去も何か再委託の件、かなりいろいろ慎重に議論したというふうに記憶していますけども、その当時の議論もあればね。

【実施機関】

はい。

【部会長】

確かそのときも、どちらかというところハードですね。ハードディスクや何かそういうのが、この廃棄が不十分でというお話だったような記憶で、それをどう廃棄するのか、どこまで確認するのかとかですね。何かそういう話が、議論がかなりあったような気がするのですよね。

だから、そういったログ確認のためになぜそこまで必要なのかというところと、その必要性のところと、そういうリスクが、実際に現実化したときに、どういうふうに対応するのかという、そここのところの手立てを両方、今回の事故も踏まえて、少し何か出していたいで議論したいなと思います。

【櫻井委員】

もう1つは、運用までは委託しないのだけど、しばらく1年か2年ぐらい様子見て委託というのはあり得るんですか。

【事務局】

再委託。

【櫻井委員】

再委託の件はね。タイミングがね。2段階ぐらい、ここもありますよね。

【実施機関】

今は、個人番号を伏せたところで、どこまでできるのかは。

【櫻井委員】

こういうのが片付いた後で、1回ね、再委託の件を議論するというのもあるのでしょうかね。スケジュール的にね。

【部会長】

本当は、やはりこういった案件が起こると、その原因が何だったのかとかですね、どういふふうな対策を取るべきなのかというのをきちっと固まってからのほうが本当は良いのかもしれないですけども、12月までということで、とりあえず11月の次回の審議会のときまでに、少しそこを整理していただこうかなと思います。

【実施機関】

はい。

【櫻井委員】

もう1つ、現状のリスク、これは電子化された理想形の説明の資料なので、我々に、もし資料を用意しているなら、現状は窓口に行くのか郵送してもらおう、多分2つの手段なのですかね。本人確認とやっているのは、これ戸籍の附票云々というのは。だから現状、物理的にどうやっているかというのを電子化するという、何か資料があると助かるというか。これも、いきなり住民の人は電子化される場所にしか資料がないですよね。

【実施機関】

ただ、そちらの住民の方は戸籍の附票を取る方ではないのですよね。

【櫻井委員】

だから戸籍附票本人確認というのは、この人は何をしたいのですかね。

【実施機関】

県や全国サーバに登録されている御自身の戸籍の附票の情報、こういった内容で登録されているのかというのを開示請求したいという場合に、開示請求ができるという事務になっております。

【櫻井委員】

現状はどうしていますか。

【実施機関】

現状は、戸籍の附票システムについては存在していない。

【櫻井委員】

いや、私どもがそれをしたいというときは窓口に行って、ドライバーライセンスなり顔つきの写真を見せて本人認証してもらおうというのが1つは自然ですけど、また郵送もあるのですか。完全に。

【実施機関】

住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の開示ということによろしいですか。

【部会長】

今、櫻井委員がお尋ねになられているのは、附票本人確認の情報、今ここのシステムの図でいくと、3 - ②の1のところですかね、だから開示請求していると。これが今は、システムがない今では、こういった形でできるのかという御質問だと思うんですけど。

【実施機関】

今では、その情報自体が都道府県も全国も持っていませんので、附票システムについて言えば、開示請求というものは存在してない。

【櫻井委員】

ただし、我々行っても、窓口って何かできますよね。全く何もできない。

【部会長】

多分、戸籍というのはですね、法務局の窓口に行って申請する。あるいは郵送で申請するという、そういう形じゃないかなと思います。

【櫻井委員】

おっしゃるとおり。法務局ですよ。

【部会長】

はい。法務局です。

【櫻井委員】

管轄ね。

【部会長】

はい。法務局です。

【櫻井委員】

だから、県じゃないですよ。

【部会長】

じゃないと思います。はい。

【櫻井委員】

では、税金の問題は県、自治体なのですが、この手のやつは法務局になったり、特に登記の話とかですね。

【部会長】

だから、そこは法務局に問い合わせ確認しないといけないという。今はそういうふうになって。

【櫻井委員】

それを県の窓口でもできるっていうふうに、そうでない。

【実施機関】

ではないです。

【櫻井委員】

そうじゃないですね。

【実施機関】

はい。ここの開示というのは、システムに自分の情報がどのように登録をされているかを開示するものです。

【櫻井委員】

中身を見られるということですか。

【実施機関】

はい。自分が登録されている内容を見られると。戸籍は戸籍で管理していますので。

【部会長】

多分ですね、個人情報、その行政とかが取得したときにですね、一体どういった情報が取られているのかというのは本人が確認できるようになっていますよね。その話なのだろうと思うのですよ。それで、それを確認した上で間違っていれば訂正するとか削除してくださいとかですね、そういったことを言う、その前提としてのこの開示請求のことじゃないかなと思うのですよ。そういうことでよろしいですかね。それがだからこの附票連携システムというものができれば、こういう形で、その住民がそのシステムを使って請求できますよという、そういうお話なのだろうと思いますよ。

【櫻井委員】

分かりました。それにしても現状の運用、確認していただいたほうが良いです。つまり、誰もができるわけじゃないですね。法務局って。だから、まずは誰がアクセスね、そういうのを見ているかということの、誰ができるかというのが今のところ、割と制限がありますものね。

【部会長】

これ基本的に本人が何か免許証とか何かそういったものを示さないと取れなかったのじゃないかなと思うのですけどね。

【櫻井委員】

あと、弁護士は特別な資格でできるのですよね。

【部会長】

そうです。

【櫻井委員】

まさにそうですよね。

【部会長】

だから弁護士の場合は、その職務照会みたいなのができるものですから、そういうやり方もあるのですけどね。基本的に個人の場合は、個人で身分証明してですね。そうしないと戸籍とか附票とかもらえなかったんじゃないかなと思います。

【櫻井委員】

だから、普通はほかの人が見るわけないんですよ。

【部会長】

そうです。

【櫻井委員】

うんうん。

【部会長】

この連携システムを作っても、誰でも見られるようにするというんじゃなくて、その特定の個人、自分のものをという意味なのだろうと思いますけど、そういうことですよね。

【実施機関】

そうですね。あくまでも、この連携システムは、戸籍の附票を取ったりというのは市町村になりますので、それが都道府県に変わるというわけではないのですよね。戸籍の附票の情報をマイナンバーカードのほうに利用するために、都道府県ですとか全国でも、この情報を連携していくシステムに。

【櫻井委員】

私もそう理解しています。だからおっしゃったような、まさに戸籍の附票そのものを電子化する話は別なのですよ。

【実施機関】

そうですね。

【櫻井委員】

また話が戻ってしまったけど、それは多分そうするのだと、そこは市町村の仕事で。

【実施機関】

はい。そうです。

【実施機関】

この自治体の管理は。

【櫻井委員】

おっしゃるとおりですね。何となくそこ、垣根を超えるシステムなのかなとも読めたので。何かね、よく分からなかった。もう次で良いですよ。多分じゃないところでしっかり御回答いただいて。ただ、現状何ができて、何かこれでよくなるかというのが、すっきりと分かれば話が次に進むと思うので。

【事務局】

はい。

【部会長】

よろしいでしょうかね。

【櫻井委員】

はい。

【部会長】

そうしましたら、更に進めましょうか。

特定個人情報ファイルの概要までいって、その途中ですかね。その住基ネットのところまでだと思うのですが、その後の続きの御説明をお願いいたします。

【実施機関】

では、15ページをお願いいたします。評価書の15ページです。

15ページからが附票連携システムの「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」についての御説明になります。住基ネットの事務と異なる箇所のみ御説明いたします。評価書を読み上げてまいります。1. 特定個人情報ファイル名は、(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルです。2の基本情報のうち、③対象となる本人の範囲は、福岡県内のいずれかの市町村において、住基法第16条戸籍の附票の作成に基づき戸籍の附票に記録されたものとなります。その必要性ですが、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において、福岡県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるためとなっております。④記録される項目、10項目以上50項目未満。その下に主な記録項目を記載しておりますが、20ページ目を御覧ください。こちらの情報になります。

20ページ目に具体的な記録項目を記載しております。(1)は既に稼働しております住基ネットのファイル。(2)が附票連携システムのファイルです。附票連携システムは、アとイの全19項目です。

では15ページにお戻りください。

その妥当性について。まず、4情報その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まれない)について、法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報・住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、先ほどお伝えしました20ページの19項目に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含みません。次に、個人番号について。国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、福岡県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。

⑤保有開始日です。いわゆるデジタル手続法のことですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に規定される公布から記載して5年を超えない範囲内の政令で定める日。

「3. 特定個人情報の入手・使用」。①入手元、市町村、都道府県サーバ。都道府県サーバは入手には該当しませんが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合があります。

16ページをお開きください。

16ページ、②入手方法、専用線。

③入手の次期・頻度、戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成（出生等）が発生した都度入手します。番号法別表に掲げる事務につき、福岡県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合があります。

④入手に係る妥当性。法令に基づき、住民の利便性の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である住基ネットを用いることで、入手に係るリスクを軽減している。なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができる。附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止等、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えい等の事件や障害は一度も発生していません。

⑤本人への明示。都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）に明示されています。都道府県知事が国外転出者に係る個人番号抽出する必要があることについては、住基法第30条の44の6第3項に明示されております。

⑥使用目的、本特定個人情報ファイル（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル）において、区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。番号法別表に掲げる事務につき、福岡県の他の執行機関等から国外転出者に係る者に関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。

⑧使用方法。福岡県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け、照会があった住民票コード又は4情報の組合せを元に、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し照会元に提供・移転する場合がある。

情報の突合。都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。

情報の統計分析。該当なし。

権利利益に影響を与える決定。該当なし。

⑨の使用開始日、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。なお、⑨の使用開始日の欄に保護がかかっているため、⑧使用方法の欄に開始日を記載しております。

16 ページの一番下、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」。委託の有無です

が、委託は2件あります。

17ページをお開きください。こちらも住基ネットと異なる部分のみ説明いたします。

委託事項1、附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。

①委託内容、全国の都道府県サーバを1拠点（集約センター）に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。）業務を対象とする。

その妥当性、本特定個人情報ファイル（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル）が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は直接附票本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを取り扱う事務は実施しない。そのほかは住基ネットと同じであるため省略します。

続いて、ページ下、委託事項2、福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守業務。①委託内容。代表端末及び業務端末等の機器の運用支援、システム障害時の復旧作業等を行う。その他は住基ネットと同じであるため省略します。

18ページをお開きください。

18ページ、5「特定個人情報の提供・移転」。提供・移転の有無。提供・移転ともに1件です。提供先1、福岡県の他の執行機関（法令に基づき提供する。）①法令上の根拠、住基法第30条の15第2項（本人確認情報の利用）住基法第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用。②委託先における用途。住基法別表第六に掲げる、福岡県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。③提供する情報は記載のとおりです。その他は住基ネットと取扱いが同様です。

19ページをお開きください。

19ページ、移転先1、福岡県の他の部署（法令に基づき移転する。）①法令上の根拠。住基法第30条の15第1項（本人確認情報の利用）。住基法第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用。②移転先における用途、住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において、都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。③移転する情報は、記載のとおりです。その他は住基ネットと取扱いは同様です。

「6. 特定個人情報の保管・消去」。①保管場所、セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証（又はパスワード）による認証が必要となる。福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。②保管期間。1年未満。その妥当性。附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、福岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ提供・移転された後は、障害発生時により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存さ

れるのみである。③消去方法。一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。

20ページは、先ほど御説明したとおりになります。

【部会長】

ここまでで何か御質問とかありますか。再委託の問題というのは、先ほどと同じことになるのかなと思いますけれども。よろしいでしょうか。

だいぶ時間も押していますので、少し先に進めさせていただきまして、その次のリスク対策のところですかね。御説明いただけますか。

【実施機関】

続きまして21ページから34ページにかけまして、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」について記載しております。この部分につきまして、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルのリスク対策を追加するとともに、再委託の見直しに対応させたリスク対策としております。リスク対策につきましては別紙で御説明いたします。114ページ、リスク対策骨子の見出しを付けておりますが、こちらをお開きください。

では、こちらから「住民基本台帳ネットワークに関する事務におけるリスク対策の骨子」です。都道府県知事保存本人確認情報ファイル・住民基本台帳ネットワークシステムと都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル・附票連携システムについては、基本的に同様のリスク対策を講じます。この骨子は全項目評価書21ページから34ページまでの内容を項番でリンクさせ、プロセス、リスク、そして主な対策に分けて記載をしたものです。プロセス、リスクについては、全項目評価書の様式の項目は、個人情報保護委員会が示している様式であり変更ができませんが、骨子では分かりやすい言葉に置き換えております。

初めに、どのような置き換えを行っているか御覧いただきたいと思いますので、21ページ又は28ページと114ページを見比べていただきたいと思います。例えばプロセスでいいますと、全項目評価書の21ページ又は28ページ上から3段目の赤枠内「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く）」は、114ページの骨子ではプロセスの一番上「2. 県が本人確認情報・附票本人確認情報の更新のために市町村CSを通じて特定個人情報を県サーバに入手する」としており、主語と目的語を加えて具体的に表現しております。

また、リスクにつきましても21ページ又は28ページ、先ほどの枠の1つ下、リスク1：目的外の入手が行われるリスクは、114ページの骨子ではリスクの一番上、リスク1：県が必要な特定個人情報以外の情報の入手を行ってしまうリスクとしております。主な対策は、この評価書の内容と同様の主なものになっております。

それでは114ページの骨子より御説明します。

住基ネットで保有します、都道府県知事保存本人確認情報ファイルのリスク対策につきましましては、令和元年度に審議していただいておりますので、主に前回からの変更点及び附票連携システムが保有します、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル独自のリスク対策について御説明します。

まずは2. 県が本人確認情報・附票本人確認情報の更新のために市町村CSを通じて特定個人情報を県サーバに入手するプロセスにおけるリスク対策です。評価書では21ページ及び28ページに記載しております。このプロセスは市町村CSから都道府県サーバ又

は附票都道府県サーバに住民の異動情報を入手する際に発生するものです。また、附票連携システムに住基ネットから個人番号を入手する場合も含まれます。このプロセスにつきましては、人の手が介在するものではありません。そのため、リスク対策につきましても、システム的に担保されているところをごさいますて記載のとおりです。

続きまして、ページ下、3. 県が特定個人情報を使用するプロセスにおけるリスク対策についてです。評価書では22ページから23ページ及び29ページから30ページに記載しております。このプロセスのリスク1：県サーバが保有する特定個人情報を、職員が使用目的を超えて紐づけ、又は担当事務に必要な情報まで紐づけを行うリスク、このリスクに対して、上から2つ目の丸の対策を追加しております。都道府県サーバと附票都道府県サーバとは、集約センター内において接続する。なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるようシステムにより制限する。(1) 都道府県サーバから附票都道府県サーバへのアクセスは、番号法で認められた場合に限り、福岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。(2) 附票都道府県サーバから都道府県サーバへのアクセス。国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、福岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合。目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報データベースとは別の一時保存領域で処理する。リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)が不正に特定個人情報を使用するリスク。次のページのリスク3：職員が特定個人情報を住基法、住基条例で認められている事務以外に使用するリスクは記載のとおり、住基ネット同様のリスク対策を講じてまいります。リスク4：県サーバが保有する特定個人情報ファイルを職員が不正に複製するリスク。このリスク対策として、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとします。

続きまして4. 県が必要に応じて特定個人情報ファイルの取扱いの委託を行うプロセスにおけるリスク対策についてです。評価書では23ページから24ページ及び30ページから31ページに記載しております。本県で委託を行っているのは、機構とNEC九州支社の2社でございます。それぞれ機構には都道府県サーバ・附票都道府県サーバの運用及び監視を、NEC九州支社には都道府県サーバ・附票都道府県サーバにアクセスすることができる代表端末及び業務端末の運用・支援、障害発生時の復旧作業等の委託を行っております。このプロセスのリスクについては、委託先が特定個人情報を不正に入手することや不正な使用を行うリスク、委託先が特定個人情報を不正に他者に提供するリスク、委託先が特定個人情報の保管・消去を行う際に、特定個人情報の漏えいが発生するリスク、委託先が委託契約終了後に特定個人情報を不正に使用するリスク、委託策が再委託を行う場合に、再委託先で上記と同様の事態が生じるリスクがあります。記載のとおり、住基ネットと同様のリスク対策を講じてまいります。最後の丸、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保。再委託先には再委託に係る項目につき、委託先と同様の安全管理措置を義務付け、委託先は再委託先の安全管理措置に対する管理監督を義務付けます。NEC九州支社の代表端末及び業務端末の機器の運用支援、システム障害時の復旧作業等の委託については、特定個人情報に係る再委託が認められましたら、当該対策を徹底いたします。

続きまして、5-1. 県が特定個人情報を全国サーバへ提供するプロセスにおけるリスク対策についてです。評価書では24ページから25ページ及び31ページから32ページに記載しております。このプロセスは概要で御説明いたしました、都道府県サーバ・附票都道府県サーバから全国サーバ・附票全国サーバに住民の異動情報を送るものです。このプロセスにつきましても人の手が介在するものではありません。そのためリスク対策につきましても、系統的に担保されているところでございまして記載のとおりです。

続きまして5-2. 県担当部署（行財政支援課）が他の執行機関や他部署への提供・移転を行うプロセスにおけるリスク対策についてです。評価書では24ページから25ページ及び31ページから32ページに記載しております。このプロセスは、例えば税務課が税の徴収のため本人確認情報が必要である場合に、行財政支援課に本人確認情報の提供依頼があるときに発生するものです。記載のとおり住基ネットと同様のリスク対策を講じてまいります。

続きまして6. 情報提供ネットワークシステムとの接続についてですが、先ほど御説明いたしましたように、住民基本台帳ネットワークシステム・附票連携システムは他のシステムと接続しておりません。

続きまして7. 県が行う特定個人情報の保管・消去のプロセスにおけるリスク対策についてです。評価書では26ページから27ページ及び33ページから34ページに記載しております。このプロセスのリスク1：県が保管する特定個人情報が他者に漏えい又は他者による滅失・棄損に遭うリスク。このリスク対策としては、記載のとおり住基ネットと同様のリスク対策を講じてまいります。リスク2：更新すべき特定個人情報が更新されず、古い情報のまま保管され続けるリスク。そのリスク対策として、都道府県知事保存本人確認情報では、市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはありません。都道府県知事保存附票本人確認情報では、附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、福岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を利用できなかった場合に備えて一時的に保存されるのみであり、情報が更新される必要はありません。リスク3：消去すべき特定個人情報が保管期間後も消去されずにいつまでも存在するリスク。このリスク対策として、都道府県知事保存附票本人確認情報では、修正前の本人確認情報は保存期間経過後系統的に消去する。都道府県知事保存附票本人確認情報では、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報をシステムにて自動判別し消去する。（消去されたデータは、復元できない。）

116ページをお開きください。

その他、記載のとおり、住基ネットと同様のリスク対策を講じてまいります。

ここまでが、具体的なプロセスに対して本県が講じておりますリスク対策でございます。評価書では31ページに記載しております、その他のリスク対策については記載のとおりです。

【部会長】

ありがとうございます。

このリスク対策につきましては、このA3のほうの骨子で分かりやすくまとめていただいていると思います。何かこの点で御意見とか。

どうぞ。山元委員。

【山元委員】

ここまでの間で何回か出てきているのですが、サーバへのアクセスに関して、入退出管理とかそこら辺のことは記載されていますけども、アクセスする際にIDと生体認証、又はパスワードと書いてあって、このパスワードと生体認証というのはセキュリティレベルがもう極端に違うのですけども、この、又はパスワードというのは、どういう扱いになるのでしょうか。

【実施機関】

基本的には生体認証ですけれども、身体障がいの影響で生体認証ができない方にはパスワードを設定するという機能も備わっております。

【山元委員】

あまりにもセキュリティレベルが違うのですけれども。この2つを同じレベルに書いてること自体にもものすごく違和感があります。それはほかの面で担保されているのであれば、それは別に構わないのですけども。

それと、度々住基ネットレベルのリスク対策というふうに言われていて、一番最初に出ていた、こういった情報漏えいで、社員による情報漏えいがありましたよということを入れて、そうするとやはり、こういうふうな仕組みの中で抜け道がないかどうかというのはやはり比較が必要かなと。櫻井委員が言われたとおり、こういうことをしていても、こういうことが起こったのか、それとも、これとこれとは全く別ものかというのは、ある程度示す必要があるのではないかなと思います。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

今、山元委員がおっしゃった、この生体認証又はパスワードというのを同レベルでして良いのかというのは確かに、私も専門知識がないので山元委員が言われるように、かなりそこはもうレベルが違うのだったら、例えば原則としては生体認証にして、例外的な場合だけパスワードにするとかですね。何かそういったふうに少しレベルを変えるというのも1つの手かなというふうに思います。

【山元委員】

少なくともパスワードといっても、ワンタイムにするなり2段階認証とか、そういう形に変えるなりはしないと、もうパスワードという記述自体が、もう既にセキュリティという話では、もうないという話になっていますので。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様方、よろしいですか。

櫻井委員どうぞ。

【櫻井委員】

一番最初に戻りますが、2ページ目ですか。諮問の趣旨のところにあった、「戸籍の附票を本人確認情報の基盤として活用するための～」、私これを読んでいたら、戸籍の附票

のアクセス情報をマイナンバーを持っていけば許すというか、そういうふうなマイナンバーを本人確認に使うと理解していたら逆のことが書いてあって、戸籍の附票を本人確認情報として使いたいと読めるんですけど、間違いないですかね、このところは。

【部会長】

そこはいかがですか。

【実施機関】

戸籍の附票の情報を、本人確認情報の基盤として使うということになります。

【部会長】

戸籍の附票は、今まで氏名とか先ほど言った4つですよ。

【実施機関】

氏名と住所。

【部会長】

ですね。そういったものは、多分附票には載ってないのですかね、今までは。

【実施機関】

今までは生年月日とか性別は載ってありませんでした。

【部会長】

載ってなかったですね。そういったものを入れて、そうすることによって、そのマイナンバーカードとかの発行とかの基盤にしていくという、そういうお話なのかなと私は理解していますけども。

【実施機関】

国外転出者は住民票がなくなるので、その場合、戸籍の附票を基盤にして、まず戸籍の附票には住所とか氏名とか住民票コードとかというのが載ることになりましたので、それと住民基本台帳ネットワークのシステムと照らし合わせて一致する人の情報を移させると。それで引き続き使えるようにすると。

【櫻井委員】

今のところはどこかに書いてありますか。今おっしゃられた内容は、まさに山元委員がおっしゃったような話なのですけども、海外に転出された方の利便性というか。

【部会長】

私も思ったのですけど、やはりこの、そもそものこのシステムが元々どうであって、それのどこが問題だったかですね。どこをどう変えて、どういうシステムにするのかというところが、事務局の方々は皆さんずっとこれに取り組んでこられたから頭の中で思い描いているのだと思いますが、私たちは、今日ここでいきなり提示されているので、そこら辺のところはすっきり入ってこないのだと思うのですよね。だからやはり、もともとどういふもので、どんな不都合があって、それをこう変えて、こういうシステムにしますというところをきちっと出していただかないと頭に入らないということじゃないかなと思うのですけども。そこを少しまた、次回までに分かりやすく説明していただけるようにしていただけますか。

【実施機関】

分かりました。

【部会長】

そういったところがあると。

【櫻井委員】

繰り返して、先ほども何度もね。

【部会長】

このリスク対策の、この章のところでは何か、ほか、御意見ございますか。

【櫻井委員】

この黄色の線が引いてあったところは、加筆事項だと理解してよろしいですか。

【実施機関】

加筆又は変更した部分です。

【櫻井委員】

そうですね。

【部会長】

やはりここも最大の問題点は再委託とか、そういったところの話だろうと思いますけどね。

【櫻井委員】

もう1つ気になったのは、例えば黄色である「システムより担保する」という表現があるところと、色々な、人間が介在しないので機械システムで担保すれば良いという話と、まさに人間が介在するので、そこを運用と管理をするという話が2つあって、実際、最初の漏えい事件は、どちらかというと後者のほうで起こるので、おっしゃったように過程の、もう人間が介在しないでということろはしっかり押さえていただいたほうがよくて、今回黄色のところ、そのシステム、これは前からある文書なのかな。システムより担保する。少し気にはなりました、

もう1つ思い出したのは、おっしゃったように最初のやつは自動車税の話だったのですが、ここで議論したのは、ずっとこのマイナンバーが絡む話と。思い出しました。なので、かなり安全にできていたのですよね。

【部会長】

多分そういうことなのだろうと思いますけどね。もともとはですね。

【櫻井委員】

思い出しました。ですね。だから、こういう事故が起こったので、一般の方に誤解されないように、しっかりと区別して分かりやすいほうが良いですよ。

【部会長】

それはそうですね。

【櫻井委員】

はい。

【部会長】

ほか、よろしいですか。

【実施機関】

1つだけ補足説明させてください。

再委託の関係です。先ほどあまり詳しく説明できてなかったため今度整理してということですが、実は県税のほうの情報漏れというのも、報道で知る限りでは、USBへ

の利用を業者が頼もうとして持ち出して使用したというようなことを聞いています。本県のこのシステムにおいては、業者がログの確認をするとき、再委託先にさせようとするときは、職員が常時業者のところにいて監視するというようなことを、同席するというようなことを考えておりますので、そういった場合にUSBに持ち出すということは、できないのかなという、その点についてはそのような対策を考えております。

【部会長】

ですね。だからそういったところも踏まえてですね、先ほど申しあげました必要性と、それからリスクが起こったときにどういうふうに対応するのかとあって、そういったリスクが発生しないためにどういうことをしているのか。それが今回問題となった事案と、どう違うのかということ、それを少し整理していただいたら、そしたらよりこういうふうな採択も可能なかどうかというのは判断できるのかなと思います。そこは、もう一度今おっしゃったところも、全部その辺りも整理していただけませんでしょうか。

【実施機関】

はい。分かりました。

【山元委員】

ちなみに、もっとあるのですけど。扱う際に電子機器の持込禁止とか、それぐらいはしないといけないですね。本当はですね。そこまでもうやっていると、もう仕事にならないと思うので。

【実施機関】

はい。

【部会長】

でもやはり今、山元委員がおっしゃったような、やはりそういったある程度、その再委託の場合にどういうふうにしてリスクが発生しないようにしているのかということも、もっと整理していただくと、そうしたら、これで良いなというふうな意見が出るかもしれないし、いやいややはりここは、もう少しそういうふうな機器を持ち込まないでやったほうが良いのじゃないですかとか、そういういろんな意見が出てくると思いますので、それを踏まえて再委託が良いのかどうかということを考えれば良いのかなと思いますけども。

【実施機関】

はい。

【部会長】

では、あと残りの部分を御説明いただきましょうか。

【実施機関】

資料2の評価書のほうに戻っていただきまして37ページをお開きください。

こちらは、「VI評価実施手続」のページになります。この「2. 国民・住民等からの意見の聴取」です。審議会に諮問するにあたり、今回御説明いたしました変更点も含め、県のホームページへの掲載及び行財政支援課への備え付けにより、全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見の受付を行いました。その結果、特に意見はございませんでした。

以上で、住民基本台帳ネットワークに関する事務の全項目評価書の御説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【部会長】

ありがとうございました。

大体皆さんの御質問とか意見というのはおよそ出たのかなと思っていますので、ただやはり、特に再委託の問題のところとか、少しいろんな意見も出ましたから、次回もう一度この辺りを審議したいなと思いますけど。

【事務局】

かしこまりました。

【部会長】

よろしいでしょうか。

【井上委員】

よろしいですか。

【部会長】

はい。どうぞ、井上委員。

【井上委員】

この意見聴取で、ホームページを見れば良いのでしょうか、拝見してなくて。掲載されたのは、この評価書のみですか。こういう今いただいている分かりやすい資料とかも。

【実施機関】

全く同じものではないですけれども。

【井上委員】

さっき小林委員がおっしゃっていたみたいに、これをいきなりぱっと見せられて、県民の方、分かったのかなというところが、そういう制度なのでしょうけど、若干分かりやすいものを今後付けていただいたりしたほうが良いのじゃないかなと思ったのですが。意見がゼロだったということで、若干その辺りが。今後もこういう資料を、皆さんの理解を助けるような資料と一緒に。

【実施機関】

同じものではないですけれども、この全項目評価書の全部の項目と概要資料を掲載させていただいているのと、あとは関係法令ですか特定個人情報保護評価書に関する指針等を掲載するようなページになっておりました。

【井上委員】

拝見させていただいても。

【実施機関】

すみません。今公開はしてません。

【井上委員】

もう、してないのですね。

【部会長】

確かに井上委員おっしゃるとおり、やはりこれをぱっと見ても分からないので、少しやはり分かりやすい、もう少し簡単なものとかですね、そういうようなものもやはりパブコメのときには掲載していただいてやったほうが良いだろうなと思います。

これは今後もそのようにしていただければなと思います。

井上委員、それでよろしいですか。

【井上委員】

はい。

【部会長】

そうしましたら、今日のところは意見と、それから疑問点が出たと思いますので、一応次回に、今回問題点を出されたところを再度審議するということにしたいというふうに思っております。

それでは、本日の案件の質疑は以上とさせていただきます。少し時間オーバーして申し訳ありませんでした。

では最後に「その他」、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【事務局】

時間も押していますので、手短かに御説明したいと思います。

今お手元に、福岡県の情報公開・個人情報保護令和4年度の運用状況報告書をお配りしております。昨年度の運用状況をまとめたものになりますので、お持ち帰りいただいて御覧いただければと思います。

また、次の次回の日程についてですけれども、次回は令和5年11月16日木曜日、午前10時からということで、またこちらの特9会議室にて行う予定としておりますので、御出席をどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、これで全ての議題について終了しましたので、本日の第二部会を終了いたします。

今日は本当にいろいろ活発な御意見をいただきましてどうもありがとうございました。また次回もよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

以上のとおり第16期第1回福岡県個人情報保護審査会第二部会会議録を確定する。

令和 年 月 日

部 会 長